

令和7年3月那須塩原市議会定例会議付議事件

議案番号	件名	主管
議案第37号	那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び那須塩原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	総務部

議案 第37号

那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び那須塩原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び那須塩原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第1条 那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年那須塩原市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「この項、第8条の3第1項から第3項まで、別表第1及び別表第2」を「この項及び第8条の3第1項から第3項まで」に改め、同項第1号中「小学校就学の始期に達するまでの子」を「6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」に改める。

第8条の3第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子」を「6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」に改め、同条第2項中「3歳に満たない子」を「6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」に改め、同条第3項中「小学校就学の始期に達するまでの子」を「6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」に改め、同条第4項中「小学校就学の始期に達するまでの子」を「6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」に、「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまで

の子」を「前2項中「6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」に、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）」を「第15条第1項に規定する要介護者」に改める。

第13条第1項中「とする」を「とし、その期間は、市規則で定める」に改め、同条第2項から第9項までを削る。

第14条中「別表第1で定める休暇とする」を「市規則で定める場合における休暇とし、その期間は、市規則で定める」に改める。

第15条第1項中「この項において」を削り、「日常生活」の次に「を営むの」を加える。

第15条の2の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護の両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に定めるもののほか介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

別表第1及び別表第2を削る。

（那須塩原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 那須塩原市職員の育児休業等に関する条例（平成17年那須塩原市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「休暇等条例別表第1の13の項に掲げる原因に基づく特別休暇」を「休暇等条例に規定する特別休暇のうち市規則で定めるもの」に改め、同条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、市規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。